○地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関連経費

(歳入)

•地方消費税交付金(社会保障財源化分)

155,452 千円

(歳出)

•社会保障関連経費

2,182,910 千円

【社会保障関連経費】

(単位:千円)

	木	1		n.i.)도 나 =		半世・1 ロル
	事 業 名	経 費	財 源 内 訳 特 定 財 源				
			国(府) 支出金	地方債	その他	一 版 引き上げ分の地方 消費税(社会保障 財源化分の市町村 交付金)	<u>対 源</u> その他
社会福祉	障害者福祉事業	761,914	490,966			54,258	216,690
	高齢者福祉事業	61,721	9,596		8,409	4,395	39,321
	児 童 福 祉 事 業	399,396	339,474		1,000	28,442	30,480
	小計	1,223,031	840,036	0	9,409	87,095	286,491
社会保険	介護保険事業	371,203	2,850			26,435	341,918
	国民健康保険事業	175,968	83,437			12,531	80,000
	小計	547,171	86,287	0	0	38,966	421,918
保健衛生	高齢者医療事業	412,708	94,524		3,591	29,390	285,203
	小計	412,708	94,524	0	3,591	29,390	285,203
	合 計	2,182,910	1,020,847	0	13,000	155,451	993,612

市町村交付金(社会保障財源化分)は消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)に充てるものとされています。制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

消費税法第1条第2項

消費税の収入については、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。